（様式５―２）

国営明石海峡公園　淡路地区　海岸ゾーン　シースケープ・ラウンジ

公募設置管理制度（Park-PFI）に関する民間事業への

マーケットサウンディング調査

**守秘義務に係る誓約書**

平成　　年　　月　　日

国土交通省近畿地方整備局

国営明石海峡公園事務所

所長　北村　智顕　殿

商号又は名称：

所在地：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　 印

書類等送付先

所在地：

氏名：

TEL：

Ｅ-mail：

当社は、国営明石海峡公園事務所から依頼がありました「国営明石海峡公園　淡路地区　海岸ゾーン　シースケープ・ラウンジ 公募設置管理制度（Park-PFI）に関する民間事業者へのサウンディング調査」において、調査票への回答を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者に国営明石海峡公園事務所から提供される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の提供を受けることを希望します。守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料を利用しません。

第２条（秘密の保持）

当社は、国営明石海峡公園事務所から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、国営明石海峡公園事務所から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、国営明石海峡公園事務所又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、国営明石海峡公園事務所又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより国営明石海峡公園事務所又は第三者に生じた損害を直接賠償することを約束します。